

京都市立醍醐中学校「学校いじめの防止等基本方針」

I 総則

(1) 目的

いじめが、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、生徒の尊厳を保持するため、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

本方針は、子どもの尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、改定された国のいじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月改訂）を受けて、本校のいじめ防止等の取組の基本的な方向、取組内容を策定するものである。

(2) 基本理念

1. いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
2. いじめの防止等のための対策は、全ての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することができないようにするため、いじめが生徒の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。
3. いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

II いじめ対策委員会

いじめ対策委員会を毎週月曜日に行う。いじめの早期発見、早期解決を目的とし、いじめの情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

構成は学校長、教頭、生徒指導部長、補導主任および各学年補導、スクールカウンセラー、養護教諭とする。事態に応じて拡大をし、共通理解をはかる。いじめ対策委員会については、入学式にて生徒・保護者へ通知をする。（Ⅲ(2)参照）

III 学校いじめ防止プログラム

(1) 学校におけるいじめ未然防止のための取組

① 学習環境の整備・授業改善

生徒がわかる喜びと学ぶ楽しさを実感し、学習に対する興味・関心を高める授業を行うために、指導法の工夫や改善を行う。各学年で指導すべき基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、すべての生徒に学習基盤の定着を図る。そのために日常的に学習規律の確立に努め、生徒が安心して学習に臨める環境づくりを行う。

② 道徳教育の充実

子どもの道徳的実践力を育むため、道徳教育推進教師を中心に校内体制を確立し、家庭や地域社会との共通理解、連携を深め、道徳の授業はもとより教育活動全体を通じて道徳教育の充実をはかる。集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育む。日常の教科指導や学級指導において、道徳教育を横断的に実施し、子どもが命や人権について自主的に考え・実践できる力を育成する。

③ 人権教育の充実

「人権学習」の取組を通して、「いじめは絶対に許されない人権侵害である」ことを理解させる。自分の大切さとともに他人の大切さを認め、人権意識を高める取組を推進する。また、「道徳学習」を

通して「いじめ」に関しての間接的、直接的な学習を行う。

④ 生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

チャレンジ体験やボランティア活動等の体験活動を通じて、道徳的価値の自覚を深める指導の充実を図る。生徒会活動や生徒の主体的・自発的な活動を重視するとともに、集団生活や集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め、自己実現につなげる指導を進める。

⑤ 生徒同士の絆づくり（学級、縦割り、部活等）

「互いを認め合い、思いやりのある心を育てるとともに、生徒自らが考え、判断し、実行できる生徒の育成を目指す」という生徒指導目標のもと、あらゆる学校教育活動を「互いを認め合う思いやりの心」という視点から取り組む。特に、学校行事や部活動においての集団活動の楽しさを実感し、集団の一員としての役割を担い、責任を果たす中で、自分への自信を培い、自己有用感を高め、自己実現につなげる指導を進める。

(2) いじめの早期発見・積極的認知のための取組

・日常の児童生徒に関する情報共有

→ 日常の生徒観察、教科担任との情報交換、学級日誌

・児童生徒に対する定期的な調査

→ 学校生活アンケート、教育相談、クラスマネジメントシート

・上記調査等の結果の検証及び組織的な対処

→ 学校生活アンケートの聞き取り、教育相談の結果の検証（いじめ対策委員会、学年会、職員会議）、それを基に対処方法の決定

・生徒指導委員会・いじめ対策委員会

→ [実施予定] 週1回（※緊急に対応を要する場合は、この限りではない。）

[構成員] 学校長、教頭、生徒指導部長、補導主任および各学年補導、スクールカウンセラー、養護教諭

[内容]

- ・各学年の子どもの動向を情報交換し、多面的に子ども理解を行う。
- ・問題行動に対する未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し、推進する。
- ・問題行動を起こした子どもへの支援・指導を検討し実践する。
- ・定期的な未然防止対策・早期発見対策を勘案・検討し推進する。
- ・委員会での情報交換に基づき、必要に応じて組織的な対応を検討し、推進する。
- ・どのように対応すべきかを判断し、「組織」で問題解決まで被害・加害双方に対し指導・支援を行う。

[周知方法] 集会・便り等にて生徒・保護者へ広報する。

・学校生活アンケートの定期的実施。

いじめの積極的認知のためのアンケートを実施する。

6月、11月、3月（必要により臨時で追加する）

そこで得られた情報について、迅速に対応をする。いじめ対策委員会で対処法を確認後、関係生徒・保護者との連携をとり、解決への取り組みを行う。

(3) いじめが起こったときの措置及び再発防止に向けた取組

●基本的な考え方 →

- ・いじめに関する情報を教職員個人が抱え込まない

- ・いじめ対策委員会等の組織で情報の集約と共有

- ・組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む

- ・丁寧な事実確認・聴き取りの徹底

- ・いじめを受けた児童生徒の保護・支援

- ・いじめを行った児童生徒、保護者等への指導

- ・周囲の児童生徒への指導

- ・教育委員会への報告、警察との連携 等を文章化し記載

●いじめやその疑いを把握したときの校内での情報共有及び対応

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

《いじめ事案に対する組織的な対応の流れ》

『学校いじめの防止等基本方針』

- 学校いじめ防止プログラムの策定
- 教職員、児童生徒、保護者、地域への周知
- 取組状況を学校評価に位置付け、点検・評価を行い、必要に応じて改善

『いじめ対策委員会』

- 担任（担当者）といじめ対策委員会との連携方法の確認・周知
- 臨時の委員会開催時の手順確認・周知
- 児童生徒、保護者、地域への周知
- いじめの認知・解消の判断について確認

未然防止の取組

- ・学習環境の整備
- ・道徳教育・人権教育の充実
- ・児童生徒同士の絆づくり
- ・授業改善
- ・児童生徒が主体的に行う活動や体験活動の充実

予防

いじめ（その疑いがあるものを含む。以下同じ）の情報を把握

- ・教職員、児童生徒、保護者、地域、その他からの情報から
- ・アンケート調査等の情報から 等

見逃しのない
観察

組織（いじめ対策委員会）で情報共有し、事実関係を把握する。

手遅れのない
対応

【いじめ対策委員会で共有】

- まず、いじめ対策委員会で情報共有を行い、聞き取り・指導・支援体制を検討。

【事実確認】

- 複数教職員で対応し、「いじめ」の認知は、表面的・形式的に行わず、組織的に判断する。
- いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒を個別で聞き取る。
- 何があったのかについて丁寧に事実確認を行う。
- 聞き取った内容は、時系列で事実経過を確認・整理して、記録をまとめておく。

心の通った
指導

管理職のリーダーシップの下、学校としての対応方針を決定する。

「認識の共有化・行動の一元化」

【児童生徒への指導・支援】

- いじめを受けた児童生徒は「絶対守る」「必ず解決する」という学校の姿勢を示す。
- 登下校、休み時間、清掃時間等、隙間の時間をつくらず、被害児童・生徒を見守るとともに、必要に応じてSC、SSW、パトナ等との連携を図る。
- いじめを行った児童生徒に対し、二度と繰り返さないよう、自らの非を深く自覚させ、再発防止に向けた指導を行う。
- 周囲の児童生徒に対し、いじめを他人事ではなく、自分たちの問題として捉えさせる。

【保護者への連絡・家庭との連携】

- 担任（担当者）をはじめ、つながりのある教職員を中心に、すみやかに、関係児童生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、事実関係と今後の指導方針を説明し、必要な連携を求める。

【教育委員会への報告・連携】

- 重大事態の疑いがある等、いじめ事案の内容により、直ちに教育委員会へ報告し、連携して対処する。

【謝罪の場の設定】

- いじめを受けた児童生徒・保護者の意向を十分尊重し、原則、関係児童生徒、保護者が一堂に集まり 謝罪をする場をもつ。

【関係機関との連携】

- 必要に応じて警察、児童相談所等と連携して対処。

「いじめの解消」まで継続的な指導や支援の実施

【学校全体での継続的な指導・支援】

- 少なくとも以下の2つの要件が満たされるまで支援を継続する。
 - ①いじめに係る行為が少なくとも3か月間止んでいること（救済）
 - ②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（回復）

※面談等により確認し、解消判断は個人ではなく組織（いじめ対策委員会）で行う。

●インターネット等を通じて行われるいじめへの対応

- ① 携帯電話の校内持ち込みと使用の原則禁止。事情がある場合は個別対応。
 - ・学校への持ち込みや校内での使用禁止については、保護者と連携して取り組んでいく。
- ② 携帯教室および非行防止教室による啓発
 - ・京都市教育委員会や京都府警察本部、民間企業との連携の下、指導啓発を実施する。

※インターネット等を通じて行われるいじめは、外部から見えにくく匿名性が高いため、児童生徒が行動に移しやすい。またひとたび、いじめに係る画像や動画等が拡散すると、消去するのが困難である。京都府警察と連携して取り組んでいる非行防止教室における指導の活用、情報モラルの育成等、学校と保護者が連携して取り組んでいく重大な事案である。

●兆候や疑いの情報共有・対応の流れ（組織的ないじめ対応を速やかに行う。）

[組織的ないじめ対応の流れ]

- ① いじめの予防
 - ・校内指導体制の確立
 - ・生命尊重と人権尊重の態度の育成
 - ・生徒会活動を通じた自己指導力の育成
 - ・非行防止教室の実施
 - ・家庭・地域・関係機関との連携強化
- ② 早期発見のための情報収集
 - ・教職員、生徒、保護者、地域、その他からいじめ対策委員会に情報を集める。
 - ・いじめ対策委員会で指導・支援体制を組む。
(学級担任、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担)
- ③ 生徒への指導・支援および保護者との連携
 - ・いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の人々等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
 - ・いじめた生徒には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、再発をさせない指導を継続する。
 - ・つながりのある教職員を中心に、即日、関係生徒（加害・被害とも）の家庭訪問等を行い、今後の学校との連携方法について話し合う。
 - ・「いじめの解消」の定義を踏まえた見守り及び再発防止に向けた取組
 - ・随時、指導・支援体制に修正を加え、いじめ対策委員会で、より適切に対応する。
 - ・常に状況把握に努める。
 - ・継続的な指導や支援を行う。
 - ・「いじめ解消」の定義をふまえた見守り
 - ・いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月間止んでいること。
 - ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
 - ・ただし、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒について、日常的に注意深く観察する。

（4）教職員の資質向上

- ・日常的に子どもの動向の情報交換を行い、教職員相互の観察視点の補完を行うとともに観察視点の多角化に努める。
- ・校内研修会でいじめ防止対策に関する研修を実施する（年間計画参照）。
- ・学力向上および生徒の学習規律の確立について、教職員が研鑽を積む。

IV 保護者・地域・関係機関との連携

- ・保護者・地域への情報発信、啓発、協同の取組
 - ホームページ 学校だより 学年だより 等での発信
- ・学校運営員会、学校評議会、PTA本部役員会、休日参観日の保護者会地域生徒指導連合会等での啓発

- ・京都府警察 等との連携
- ・PTA活動を通じて保護者・地域への呼びかけ活動を行っていく。
- ・学校運営協議会及び地域生徒指導連絡協議会（地生連）の活動を通じて保護者・地域への呼びかけ活動を行っていく。

V 重大事態への対処

・基本的な考え方

いじめを受けた児童生徒の状況に着目し、「一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（30日を超える期間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」、具体的な事案の態様から判断した上で、重大事態と捉え対応する。

・重大事態が発生したときの対応

重大事態への対処については、いじめ防止対策推進法等を踏まえ、教育委員会を通じて重大事態が発生した旨を市長に報告するとともに、その事態への対処及び同種の事態の発生を防止するため、教育委員会の指導及び支援を得つつ、本校が調査主体となる場合には本校の下に組織を設け、質問紙の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。また、いじめを受けた生徒及びその保護者に調査に係る事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

VI 年間計画

月	対策会議（いじめ対策委員会等）の開催や教職員の資質能力向上（校内研修）の取組	未然防止の取組	早期発見・積極的認知の取組	保護者等への発信関係機関との連携
4	◇いじめ対策委員会① 「校内体制や組織的対応の共有」 「児童・保護者への広報について」 ◆職員会議 「学校いじめの防止等基本方針の共有」 ◆校内研修会① 「年間計画と役割の明確化」 「いじめ防止プログラムとPDCAサイクルの確認」	・入学式 ・学級開き ・全校集会で生徒に説明 「いじめ対策委員の紹介」 ・新入生を迎える会 ・生徒会目安BOX設置 ・学級目標決め	・前年度の記名式アンケートについて確認と共有	・入学式での保護者啓発 ・授業参観 ・PTA総会 ・二者懇談週間
5	◇いじめ対策委員会② 「未然防止に向けた取組の確認」 「記名式アンケートの実施に向けて」	・憲法月間の講話「いじめの問題」について 【2年】校外学習 【3年】修学旅行	・第1回教育相談の実施	・学校運営協議会
6	◆校内研修会② 「いじめに関して、気になる生徒の共有」 「学校評価項目の確認」 ◇いじめ対策委員会③ 「記名式アンケートの結果の共有と対策」 「情報の共有と組織的対応」	【1年】校外学習 ・生徒総会	・第1回記名式学校生活アンケートの実施、学年集約と共有	・休日参観
7	◇いじめ対策委員会④ ◆生徒指導委員会 「夏季休業中の生活について」	・夏季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会	・第1回クラスマネジメントシート	・三者懇談会 ・学校評価の実施
8	◇いじめ対策委員会⑤ 「いじめ防止プログラムとPDCAサイクルの見直し」 「アンケート調査・クラスマネジメントシートの結果の共有」 ◆校内夏季研修会③ 「4月～7月のいじめ事案の経過の共有」	・生徒会リーダー研修会 「人権意識の醸成」 ・小中連携の情報の集約について	・夏休み明けの生徒の様子を学年で共有、組織的対応の検討	・地域パトロール

	◆生徒指導委員会 「夏休み明けの生徒の様子について」 「不登校生徒への関わりについて」 「自殺予防について」 ◆小中合同研修会 「いじめ問題について協議、連携を深める」			
8	◆いじめ対策委員会⑥ 「学校評価の実施に向けて」	・文化の部に向けての取り組み		
9	◆いじめ対策委員会⑦ 「学校評価の結果について① PDCA サイクルの見直し」 「記名式アンケートの実施に向けて」 ◆臨時いじめ対策委員会 「情報の共有と組織的対応」	・体育の部に向けての取り組み	・第2回教育相談の実施（3年進路相談）	・学校評価の実施 ・学校運営協議会
10	◆いじめ対策委員会⑧ 「学校評価を受けて改善策を考える」 「年間の取組の見直し①」 ◆職員会議・研修会 「学校評価に基づく改善策について」 「授業を伴う研修会の実施（生徒指導の3機能を生かす）」	・小中児童生徒会交流会 ・小中部活動体験	・第2回記名式学校生活アンケートの実施、学年集約と共有	・進路保護者会 ・入学説明会
11	◆いじめ対策委員会⑨ 「アンケート調査・クラスマネジメントシート・教育相談の結果の共有」 「いじめ防止プログラムとPDCAサイクルの見直し②」 「次年度の基本方針の見直しと作業について」	・人権学習 ・人権標語の作成と発表 ・冬季休業を迎えるにあたっての心構え ・学年集会	・第2回クラスマネジメントシート	・三者懇談会
12	◆いじめ対策委員会⑩ 「9月～12月のいじめ事案の経過の共有」 ◆年間反省①（部会ごと） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」			・家庭地域教育講座
1	◆いじめ対策委員会⑪ 「次年度の学校いじめ防止基本方針の確認」 ◆年間反省②（全体） 「今年度の反省と来年度への課題の共有」		・第3回記名式学校生活アンケートの実施、学年集約と共有	・学校評価の実施
2	◆いじめ対策委員会⑫ 「学校評価の結果について② PDCA サイクル」 「いじめ防止プログラムとPDCAサイクルの見直し③」 ◆職員会議 「年間を通してのいじめ事案の経過の共有」 「来年度のいじめ防止基本方針について」	・3年生を送る会 ・卒業式 ・学級のまとめ ・学年集会 【3年】卒業前校外学習	・記名式アンケートの保管	・学校運営協議会